



# 島根県報

令和6年5月31日（金）

第 5 1 9 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【規 則】

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則 (建 築 住 宅 課) 2

### 【告 示】

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業  
廃止の届出 (高 齢 者 福 祉 課) 2

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による特例措置を採ることが  
できる精神科病院の認定 (障 が い 福 祉 課) 2

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の6第2項後段の規定による  
特例措置を採ることができる応急入院指定病院の指定 ( " ) 2

県営土地改良事業計画の変更 (農 村 整 備 課) 3

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正 (建 築 住 宅 課) 3

### 【公 告】

公共測量の実施 (技 術 管 理 課) 3

公共測量の終了 ( " ) 4

### 【特定調達公告】

県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務に係る随意契約の相手方等 (広 聴 広 報 課) 4

### 【病院局規程】

島根県病院局事務処理規程の一部改正 4

### 【病院局告示】

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手  
料の額の一部改正 5

### 【正 誤】

令和6年3月22日付け島根県報号外第26号中 (総 務 課) 6

令和6年4月2日付け島根県報号外第42号中 ( " ) 6

令和6年4月30日付け島根県報第511号中 (病 院 局) 6

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（規則第34号）

島根県営住宅条例の一部を改正する条例第3条の規定の施行期日は、令和6年5月31日とすることとした。

## 規 則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第34号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

島根県営住宅条例の一部を改正する条例（令和3年島根県条例第33号）第3条の規定の施行期日は、令和6年5月31日とする。

## 告 示

### 島根県告示第386号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービス及び当該指定介護予防サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人多伎の郷	訪問看護	訪問看護ステーションたき	島根県出雲市多伎町小田50番地7	令和6年6月30日
	介護予防訪問看護			

### 島根県告示第387号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第3項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり認定したので、告示する。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	令和6年5月2日

### 島根県告示第388号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の6第2項後段の規定による特例措置を採ることができる精神科病院を次のとおり指定したので、告示する。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	指定年月日
島根県立こころの医療センター	出雲市下古志町1574-4	令和6年5月2日

### 島根県告示第389号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
安来地区用排水施設事業（県営中山間地域農業農村総合整備事業）	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所

### 島根県告示第390号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成28年島根県告示第237号）の一部を次のように改正し、令和6年6月1日から施行する。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

「

表浜田市の項中	浜田中央	高層耐火構造8階建	令和3	1.00	を
---------	------	-----------	-----	------	---

」

「

浜田中央	高層耐火構造8階建	令和3	1.00	に改める。
		令和5		

」

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年5月27日から令和11年3月31日まで
- 3 作業地域  
邑智郡邑南町井原地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和6年4月1日に終了した旨島根県知事から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和6年2月2日から同年4月1日まで
- 3 作業地域  
邑智郡邑南町矢上地内

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年5月31日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 役務の名称及び数量  
県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県政策企画局広聴広報課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和6年3月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
令和5年度島根県政広報誌「フォトしまね」企画・制作・配送業務受託コンソーシアム  
代表者 株式会社 山陰中央新報社 代表取締役社長 松尾 倫男 島根県松江市殿町383番地
- 5 随意契約に係る契約金額  
53,277,840円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

### 島根県病院局管理規程第5号

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

第3条中第22号を第24号とし、第13号から第21号までを2号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の2号を加える。

(13) 副院長 組織規程第10条第2項に規定する副院長をいう。

(14) 局長 組織規程第10条第1項に規定する局長をいう。

第17条第2項中「副院長が」を「次の各号に掲げる順序に従い、」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 副院長

(2) 局長（当該局長が掌理する事務に限る。）

#### 附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

## 島 根 県 病 院 局 告 示

### 島根県病院局告示第2号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和6年6月1日から施行する。

令和6年5月31日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

不妊治療料の項中「40,700円」を「45,100円」に、「49,500円」を「55,000円」に、「62,700円」を「68,200円」に、「31,900円」を「37,400円」に、「15,400円」を「20,900円」に改める。

腹腔鏡下腎盂切石術料の項を削る。

歯科診療費の項中「860円」を「900円」に、「3,450円」を「3,500円」に、「74,030円」を「77,540円」に、「34,210円」を「34,700円」に、「147,020円」を「148,480円」に、「115,940円」を「116,670円」に、

「 上部構造装置料（1歯目） 151,540円

上部構造装置料（2歯目以降） 1歯につき 137,940円

インプラント手術（2回法）

インプラント1次手術料（1歯目） 123,670円

インプラント1次手術料（2歯目以降） 1歯につき 108,130円 を

インプラント2次手術料（1歯目） 21,270円

インプラント2次手術料（2歯目以降） 1歯につき 21,270円

上部構造装置料（1歯目） 151,540円

上部構造装置料（2歯目以降） 1歯につき 137,940円 」

「 上部構造装置料（1歯目） 152,170円

上部構造装置料（2歯目以降） 1歯につき 138,260円

インプラント手術（2回法）

インプラント1次手術料（1歯目） 124,390円

インプラント1次手術料（2歯目以降） 1歯につき 108,490円 に、「24,030円」を「26,620円」に改める。

インプラント2次手術料（1歯目） 21,630円

インプラント2次手術料（2歯目以降） 1歯につき 21,630円

上部構造装置料（1歯目） 152,170円

上部構造装置料（2歯目以降） 1歯につき 138,260円 」

おむつ使用料の項中「18円」を「21円」に、「17円」を「19円」に、「21円」を「23円」に、「476円」を「568円」に改める。

## 正 誤

令和6年3月22日付け島根県報号外第26号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
36	上から10	令和6年条例第 号	令和6年条例第11号

令和6年4月2日付け島根県報号外第42号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
1	日付	令和5年4月2日	令和6年4月2日

令和6年4月30日付け島根県報第511号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
4	下から10	シングルサイト3サイト	遺伝子検査料